

## 令和6年度 山口県設計標準歩掛表 改定・訂正履歴

番号	日付	区分	設計歩掛表	ページ	内容	適用基準日
1	令和6年10月7日	訂正	設計標準歩掛表 (一般共通編)	Ⅱ-5-⑫-2	燃料消費量の訂正	061001
2	令和6年10月7日	訂正	設計標準歩掛表 (港湾編)	3-4.2-18 3-4.2-19	不足ページの追加	061001
3				3-8-12 3-8-13	注意書きの追加	
4				3-8-16 3-8-17	重複ページの削除	
5				単-10	船員供用係数の訂正	
6				単-13	供用1日当たり数量の訂正	
7				令和6年10月17日	訂正	
8	Ⅳ-7-⑩-6	損料表の訂正				
9	令和7年1月7日	訂正	業務関係積算基準及び標準歩掛表 【運用編】	運7-68 運7-93	交通規制設備の単位の訂正	061001
10		改定	設計標準歩掛表 【運用編】	運1-16	伐採の作業費等の見積方法の追加	070115
11				運1-18, 19	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の改定	
12				運6-41	安全監視船の施工コードの追加	
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						

令和6年度山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
正誤表

適用基準日：061001

頁	正	誤																																																																																														
<p>運7-68</p> <p>第7編 道路管理関係業務</p> <p>第4章 橋梁詳細調査業務 橋梁補修・補強 設計業務委託歩 掛(案)</p> <p>5.直接経費 5.5 安全費</p>	<p>5.5 安全費</p> <p>詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車、橋梁点検車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。</p> <p>(1) 標準歩掛</p> <p>1) 交通誘導員 (1人・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員 A</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員 B</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による</p> <p>交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員</p> <p>交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</p> <p>2) 交通規制設備 (1現場・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両なし)</td> <td>現場・日</td> <td>1</td> <td>29,459</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両あり)</td> <td>現場・日</td> <td>1</td> <td>58,514</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む</p> <p>5.6 仮設費</p> <p>詳細調査等実施時において、リフト車、橋梁点検車が使用できず、枠組足場、吊足場の設置を要する場合は、別途計上するものとする。</p> <p>ただし、塗装塗替え時の足場がある場合は兼用することが望ましい。</p> <p>(1) 標準歩掛 (1(掛) m<sup>2</sup>あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">足場</td> <td>枠組足場</td> <td>掛 m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td>4,281</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吊足場</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td>8,408</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 設置期間は1か月以内を想定する。</p> <p>運 7-68</p>	名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通誘導員 A	人	1	※		交通誘導員 B	人	1	※		名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	29,459		交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	58,514		名称	規格	単位	数量	単価(円)	備考	足場	枠組足場	掛 m <sup>2</sup>	1	4,281		吊足場	m <sup>2</sup>	1	8,408		<p>5.5 安全費</p> <p>詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車、橋梁点検車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。</p> <p>(1) 標準歩掛</p> <p>1) 交通誘導員 (1人・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員 A</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員 B</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による</p> <p>交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員</p> <p>交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</p> <p>2) 交通規制設備 (1現場・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両なし)</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>29,459</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両あり)</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>58,514</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む</p> <p>5.6 仮設費</p> <p>詳細調査等実施時において、リフト車、橋梁点検車が使用できず、枠組足場、吊足場の設置を要する場合は、別途計上するものとする。</p> <p>ただし、塗装塗替え時の足場がある場合は兼用することが望ましい。</p> <p>(1) 標準歩掛 (1(掛) m<sup>2</sup>あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">足場</td> <td>枠組足場</td> <td>掛 m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td>4,281</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吊足場</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1</td> <td>8,408</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 設置期間は1か月以内を想定する。</p> <p>運 7-68</p>	名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通誘導員 A	人	1	※		交通誘導員 B	人	1	※		名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通規制設備 (規制車両なし)	式	1	29,459		交通規制設備 (規制車両あり)	式	1	58,514		名称	規格	単位	数量	単価(円)	備考	足場	枠組足場	掛 m <sup>2</sup>	1	4,281		吊足場	m <sup>2</sup>	1	8,408	
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																																																												
交通誘導員 A	人	1	※																																																																																													
交通誘導員 B	人	1	※																																																																																													
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																																																												
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	29,459																																																																																													
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	58,514																																																																																													
名称	規格	単位	数量	単価(円)	備考																																																																																											
足場	枠組足場	掛 m <sup>2</sup>	1	4,281																																																																																												
	吊足場	m <sup>2</sup>	1	8,408																																																																																												
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																																																												
交通誘導員 A	人	1	※																																																																																													
交通誘導員 B	人	1	※																																																																																													
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																																																												
交通規制設備 (規制車両なし)	式	1	29,459																																																																																													
交通規制設備 (規制車両あり)	式	1	58,514																																																																																													
名称	規格	単位	数量	単価(円)	備考																																																																																											
足場	枠組足場	掛 m <sup>2</sup>	1	4,281																																																																																												
	吊足場	m <sup>2</sup>	1	8,408																																																																																												

令和6年度山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
正誤表

適用基準日：061001

頁	正	誤																																																												
<p>運7-93</p> <p>第7編 道路管理関係業務</p> <p>第6章 横断歩道橋詳細調査業務 横断歩道橋補修設計業務委託歩掛(案)</p> <p>5.直接経費 5.5 安全費</p>	<p>5.5 安全費</p> <p>詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。</p> <p>(1) 標準歩掛</p> <p>1) 交通誘導員 (1人・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員 A</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員 B</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による</p> <p>交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員</p> <p>交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</p> <p>2) 交通規制設備 (1現場・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両なし)</td> <td>現場・日</td> <td>1</td> <td>29,505</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両あり)</td> <td>現場・日</td> <td>1</td> <td>58,671</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む</p> <p>運 7-93</p>	名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通誘導員 A	人	1	※		交通誘導員 B	人	1	※		名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	29,505		交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	58,671		<p>5.5 安全費</p> <p>詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。</p> <p>(1) 標準歩掛</p> <p>1) 交通誘導員 (1人・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員 A</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員 B</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による</p> <p>交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員</p> <p>交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</p> <p>2) 交通規制設備 (1現場・1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両なし)</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>29,505</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制設備 (規制車両あり)</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>58,671</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む</p> <p>運 7-93</p>	名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通誘導員 A	人	1	※		交通誘導員 B	人	1	※		名称	単位	数量	単価(円)	備考	交通規制設備 (規制車両なし)	式	1	29,505		交通規制設備 (規制車両あり)	式	1	58,671	
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																										
交通誘導員 A	人	1	※																																																											
交通誘導員 B	人	1	※																																																											
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																										
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	29,505																																																											
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	58,671																																																											
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																										
交通誘導員 A	人	1	※																																																											
交通誘導員 B	人	1	※																																																											
名称	単位	数量	単価(円)	備考																																																										
交通規制設備 (規制車両なし)	式	1	29,505																																																											
交通規制設備 (規制車両あり)	式	1	58,671																																																											

## 5.5 安全費

詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車、橋梁点検車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

### (1) 標準歩掛

#### 1) 交通誘導員

(1人・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導員 A	人	1	※	
交通誘導員 B	人	1	※	

※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による

交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

#### 2) 交通規制設備

(1現場・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	29,459	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	58,514	

※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む

## 5.6 仮設費

詳細調査等実施時において、リフト車、橋梁点検車が使用できず、枠組足場、吊足場の設置を要する場合は、別途計上するものとする。

ただし、塗装塗替え時の足場がある場合は兼用することが望ましい。

### (1) 標準歩掛

(1(掛) m<sup>2</sup>あたり)

名称	規格	単位	数量	単価(円)	備考
足場	枠組足場	掛 m <sup>2</sup>	1	4,281	
	吊足場	m <sup>2</sup>	1	8,408	

※ 設置期間は1か月以内を想定する。

## 5.5 安全費

詳細調査等実施時の安全確保を図るため、リフト車を使用する場合は、車両の前後に交通誘導員を1名ずつ以上配置することを基本とする。なお、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。

### (1) 標準歩掛

#### 1) 交通誘導員

(1人・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通誘導員 A	人	1	※	
交通誘導員 B	人	1	※	

※単価は、公共工事設計労務・資材単価表による

交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規定第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係わる一級検定合格警備員、または二級検定合格警備員

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

#### 2) 交通規制設備

(1現場・1日あたり)

名称	単位	数量	単価(円)	備考
交通規制設備 (規制車両なし)	現場・日	1	29,505	
交通規制設備 (規制車両あり)	現場・日	1	58,671	

※ 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料を含む